

集団的自衛権 地域限定せず

防衛相 南シナ海「法理論上は可能」

衆院平和安全法制特別委員会は5日、安全保障関連法案の一般質疑を行った。中谷安全保障法制相（防衛相）は、中国が一方的な岩礁埋め立てを進める南シナ海で紛争が発生した際、集団的自衛権行使の要件となる「存立危機事態」が適用される可能性について、「（自衛権行使の）新3要件に合致した場合は、法の理論としては可能だ」と述べた。

中谷氏は存立危機事態について、「（外国領域での武力行使は）現時点では中東・ホルムズ海峡での機雷掃海以外念頭に置いていない」と強調したが、適用地域はあらかじめ限定されないと認識を示したものだ。

中谷氏はまた、存立危機事態と、自衛隊による米軍などへの後方支援が可能となる「重要影響事態」との関係について、「概念上、存立危機事態は重要影響事態に包含される」と説明した。野党はこれに対し「自衛隊が違法」と指摘した問題について、「（法案は）行政府としての憲法の解釈の範囲内だ。憲法違反にならない」と反論した。

しつつ、付近で他国の後方支援を行っている時に区別できるのか」と指摘。中谷氏は「しっかりと区域指定をして武力行使と一体化しな

いような後方支援をする」とで、「二つの事態は法理論的に併存する」と強調した。

一方、中谷氏は、衆院憲法審査会に自民党推薦で出席した憲法学者が、集団的自衛権の限定行使を可能とする安保関連法案を「憲法違反」と指摘した問題について、「（法案は）行政府としての憲法の解釈の範囲内だ。憲法違反にならない」と反論した。